第四項第一号	
法第四十二条の四の二第七項	旧効力措置法第四十二条の四の二第七項
法第四十二条の四第十一項に	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項に
法第四十二条の四第十一項各号	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項各号
前条第五項第一号イ	新租税特別措置法施行令第二十七条の四第五項第一号イ
第六十八条の九第一項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第一号	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第二十九条の三十九第三十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第一号
第六十八条の九第六項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第六項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第五号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第五号
第六十八条の九第二項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第二項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第二号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第二号
「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項及び第二項第一号の規定により読み替えられた法	「法第六十八条の九第三項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項及び第二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
合計額（法	合計額（旧租税特別措置法
あるのは「法	あるのは「旧租税特別措置法
及び法	及び旧租税特別措置法

第四項第二号	
第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第四号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第四号
とき、又は	とき、又は旧租税特別措置法施行令
「第六十八条の九第七項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項及び第五項第一号の規定により読み替えられた法	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項及び第五項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
又は法	又は旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第七号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第七号
前条第五項第一号イ	新租税特別措置法施行令第二十七条の四第五項第一号イ
第六十八条の九第一項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第一号	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第二十九条の三十九第三十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第一号
読み替えられた法	読み替えられた旧租税特別措置法
第六十八条の九第六項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第六項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第五号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第五号
第六十八条の九第二項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第二項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第二号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第二号
「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項及び第二項第一号の規定により読み替えられた法	「法第六十八条の九第三項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項及び第二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
（法	（旧租税特別措置法
あるのは「法	あるのは「旧租税特別措置法